

第199号(令和7年5月23日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】 4
- △ 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【総務局労務課】 5
- △ 横浜市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 7
- △ 横浜市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害自立支援課】 8
- △ 横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 9

[告示]

- △ 郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】 10
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 31
- △ 令和7年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【健康福祉局保険年金課】 33
- △ 令和7年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【健康福祉局保険年金課】 34
- △ 地籍調査の実施【みどり環境局地籍調査課】 35
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 36
- △ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】 37
- △ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】 38
- △ 横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更【建築局都市計画課】 39
- △ 横浜国際港都建設計画都市再開の方針の変更【建築局都市計画課】 40
- △ 横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更【建築局都市計画課】 41
- △ 横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更【建築局都市計画課】 42
- △ 横浜国際港都建設計画区域区分の変更【建築局都市計画課】 43
- △ 横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】 44
- △ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】 45
- △ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】 46
- △ 横浜国際港都建設計画緑化地域の変更【建築局都市計画課】 47
- △ 横浜市都市計画マスタープラン(全市プラン)の公表【都市整備局企画課】 48

△	戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託【都市整備局市街地整備調整課】	49
△	横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	50
△	タッチーくんグッズ売払代金の収納事務の委託【栄区市政推進課】	53
△	横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】	54
【公告】		
△	計画段階環境配慮書の提出【みどり環境局環境影響評価課】	55
△	市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	56
△	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	59
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	61
△	同【経済局商業振興課】	63
△	同【経済局商業振興課】	64
△	同【経済局商業振興課】	66
△	大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】	67
△	同【経済局商業振興課】	68
△	同【経済局商業振興課】	69
△	簡易給水水道等指定検査機関の指定の辞退【医療局生活衛生課】	70
△	公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	71
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	72
△	同【みどり環境局水・土壌環境課】	73
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	74
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	75
△	同【建築局調整区域課】	76
△	同【建築局調整区域課】	77
△	同【建築局調整区域課】	78
△	同【建築局調整区域課】	79
△	同【建築局調整区域課】	80
△	同【建築局調整区域課】	81
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	82
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	83
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	84
△	同【建築局建築指導課】	85
△	同【建築局建築指導課】	86
△	同【建築局建築指導課】	87
△	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に係る仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知に係る通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	88
【達】		
△	横浜市戸籍振り仮名事務センター規程【市民局窓口サービス課】	89
△	ランチシフト制度の対象職員の休憩時間の特例に関する規程の一部改正【総務局労務課】	90
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	91
△	同【神奈川区地域振興課】	92
△	同【南区地域振興課】	93
△	同【泉区地域振興課】	94
△	同【泉区地域振興課】	95
△	同【泉区地域振興課】	96
△	同【泉区地域振興課】	97

△	同	【泉区地域振興課】	98
△	同	【都筑区地域振興課】	99
△	同	【戸塚区地域振興課】	100
△	同	【栄区地域振興課】	101
△	同	【栄区地域振興課】	102
△	同	【栄区地域振興課】	103
△	同	【栄区地域振興課】	104
△	同	【栄区地域振興課】	105
[消防局]			
△	消防法に基づく措置命令【指導課】		106
△	市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【総務課】		107
△	同	【総務課】	110
[交通局]			
△	交通局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行【資産活用課】		113
[医療局病院経営本部]			
△	横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託【市民病院医事課】		116
△	横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託【市民病院医事課】		117
[市選挙管理委員会]			
△	選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等【選挙課】		118

規則

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則をここに公布する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第61号

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行
期日定める規則

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例（令和7年2月横浜市
条例第16号）中別表の1の表中村町住宅及び六浦住宅に係る改正規
定は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第62号

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和33年10月横浜市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第32条各号列記以外の部分中「各号の一」を「いずれか」に、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「もしくは」を「若しくは」に、「言渡」を「言渡し」に、「または」を「又は」に、「終わった」を「終わった」に改める。

第17号様式裏面中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18号様式裏面中「呈示して」を「提示して」に、「下さい」を「ください」に、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「禁固」を「拘禁刑」に、「その旨市長」を「その旨を市長」に改める。

(横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年10月横浜市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付等に関する規則の一部改正)

第3条 横浜市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付等に関する規則(平成20年3月横浜市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4号様式裏面参考を削り、同様式裏面に備考として次のように加える。

(備考)

様式の下欄には、参照条文を記載することができる。

第6号様式裏面中「、」を「、」に改め、同様式裏面参考を削り、同様式裏面に備考として次のように加える。

(備考)

様式の下欄には、参照条文を記載することができる。

(横浜市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第4条 横浜市国民健康保険条例施行規則(昭和36年3月横浜市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3号様式裏面、第6号様式裏面及び第7号様式裏面中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第2条の規定による改正後の横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の2第1号に規定する拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合には、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第12条に規定する懲役、同法第13条に規定する禁錮又は同法第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合を含むものとする。

3 この規則の施行の際現に交付されている第4条の規定による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則第3号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証、第6号様式による国民健康保険限度額適用認定証及び第7号様式による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当該認定証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

4 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則、第3条の規定による改正前の横浜市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付等に関する規則及び第4条の規定による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第63号

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則（平成20年7月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「と請求」の次に「又は届出」を加え、同条に次の1号を加える。

(14) 戸籍の氏名の振り仮名（戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条第1項第2号の氏名の振り仮名をいう。）に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条第1項及び第2項、同法附則第7条第1項及び第2項並びに同法附則第8条第1項及び第2項の届出（以下「届出」という。）（電子申請によるものに限る。）の受理

イ 届出に基づく戸籍の記載

ウ 届出に係る戸籍法第120条の4第1項の規定による届書等情報（同項の届書等情報をいう。）の作成及び法務大臣への提供

エ 届出に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第9条第2項の規定による通知

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

横浜市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第64号

横浜市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年6月横浜市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「条例第6条第1項及び第2項に規定する第1回掛金」を「初回の掛金」に、「条例第6条第4項に規定する第1回加算掛金」を「初回の加算掛金」に改める。

第4条第1項第1号ア中「代るべき」を「代わるべき」に改め、同号アただし書中「第5条の3第2項」を「第5条の3第1項」に改める。

第2号様式注意以外の部分中「第1回掛金」を「初回」に改め、同様式注意を次のように改める。

（注意） 初回の掛金又は初回の加算掛金を納入期日までに納入しないときは、加入又は口数追加の申込みがなかったものとする場合がありますから、御注意ください。

第10号様式裏面注意4(2)中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「刑の」を「その」に改める。

第26号様式中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に、「、刑の」を「、その」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10号様式裏面注意4(2)及び第26号様式の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第65号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市改良住宅条例施行規則（昭和37年5月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中村町住宅の項及び六浦住宅の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 225 号

郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社エイジェック 代表取締役 古後昌彦	東京都新宿区西新宿 1丁目25番1号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第 226 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和7年3月1日	阪神調剤薬局横浜鶴見店	鶴見区下末吉三丁目7番19号
同	横浜フロント薬局	神奈川区鶴屋町1丁目41番地
同	阪神調剤薬局横浜新山下店	中区新山下三丁目13番22号
同	阪神調剤薬局横浜元町店	中区山下町106番地の33
同	阪神調剤薬局横浜馬車道店	中区太田町5丁目61番地の1
同	有限会社日の出薬局	中区日ノ出町1丁目36番地
同	阪神調剤薬局港南台医療モール店	港南区港南台五丁目23番30号
同	サカエファーマシー日限山店	港南区日限山二丁目1番33号
同	コトブキ調剤薬局横浜店	保土ヶ谷区狩場町209番地
同	西谷眼科	保土ヶ谷区西谷四丁目5番8号
同	二俣川駅前T a C フォアミリー歯科	旭区二俣川2丁目52番地の1

同	イオン薬局金沢八景店	金沢区泥亀一丁目27番1号
同	医療法人社団はる内科クリニック	金沢区六浦一丁目14番12号
同	元石川青葉クリニック	青葉区元石川町4,094番地の4
同	東戸塚整形外科リウマチ科	戸塚区品濃町513番地の7
同	イオン薬局東戸塚店	戸塚区品濃町535番地の1
令和7年3月12日	なかてはら歯科	港北区仲手原二丁目22番25号
令和7年4月1日	鶴見小野駅前内科・内視鏡クリニック	鶴見区下野谷町3丁目88番地の1
同	日生薬局横浜店	神奈川区鶴屋町2丁目11番地の8
同	蒔田駅前ミント歯科	南区花之木町3丁目48番地の1
同	横浜保土ヶ谷しまや内科・消化器内科	保土ヶ谷区岩井町1丁目9番地
同	アイン薬局能見台店	金沢区能見台東3番1号
同	湯田眼科美容クリニック	港北区篠原北二丁目5番6号
同	鴨居メンタルクリニック	緑区鴨居一丁目7番4号
同	青葉台辻デンタルクリニック+Kids	青葉区青葉台二丁目2番地の1
同	横浜青葉大腸と胃の内視鏡くろき消化器内科クリニック	青葉区市ヶ尾町1,155番地の7

同	クリエイト薬局泉中田西店	泉区中田西二丁目33番37号
同	ココ第一薬局瀬谷駅前店	瀬谷区中央3丁目6番地
同	そらいろこどもクリニック	瀬谷区中央3丁目6番地

2 訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和6年12月1日	ジェイマックトジャパン合同会社	千葉県八千代市緑が丘西5丁目11番地の5	L i p s 訪問看護ステーション保土ヶ谷	保土ヶ谷区坂本町106番地の1

横浜市告示第 227 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和7年5月1日	K I M I N H W A N	あおぞら整骨院 六角橋院	神奈川区西神奈川 三丁目2番地の11
同	本 間 誉 顕	こもれび鍼灸マ ッサージ治療院	旭区笹野台二丁目 10番6号
同	佐 藤 憂 生	開設なし	金沢区釜利谷東二 丁目10番5号
同	池 田 裕 美	はり・きゅう・ マッサージみど りの風横浜青葉	青葉区田奈町15番 地の1
同	冨 塚 善 紀	さくら鍼灸マッ ッサージ院	栄区笠間一丁目5 番1号
同	冨 塚 善 紀	さくら整骨院	栄区笠間一丁目5 番1号

横浜市告示第 228 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和7年 2月25日	(新) 薬局トモズ横浜ポート サイド店	神奈川区栄町6番地の1
	(旧) ポートサイド薬局	
令和7年 3月10日	(新) あかね台内科循環器ク リニック	青葉区恩田町 1,779 番地 の1
	(旧) あかね台さの内科クリ ニック	
令和7年 3月14日	(新) セイムス鶴ヶ峰薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目27番地 の8
	(旧) ひまわり薬局鶴ヶ峰店	
令和7年 3月18日	(新) セイムス大口薬局	神奈川区神之木町2番44 号
	(旧) ファースト薬局大口店	
令和7年 3月20日	(新) セイムス三ツ境薬局	旭区笹野台一丁目31番6 号
	(旧) かもめ薬局三ツ境店	
令和7年 3月21日	(新) セイムス港南台薬局	港南区港南台二丁目7番 7号
	(旧) めぐ薬局港南台店	
同	(新) セイムス下倉田薬局	戸塚区下倉田町 1,869 番 地の1
	(旧) おひさま薬局下倉田店	
令和7年 4月1日	(新) 横浜泉レディースクリ ニック	泉区中田東三丁目16番6 号

(旧)多和田レディースクリ
ニック

横浜市告示第 229 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和7年 3月10日	屋慶名 絢 子	(新)カラダリレイ ト整骨院	(新)神奈川県平川町 26番地の1
		(旧)あおぞら整骨 院六角橋院	(旧)神奈川県西神奈 川三丁目2番地の 11
令和7年 4月1日	米 川 直 人	(新)訪問はり灸治 療院チームサポ	(新)港北区綱島上町 1丁目1番地の5
		(旧)さくら鍼灸マ ッサージ院港南 台院	(旧)港南区港南台三 丁目1番2号
同	西佐古 悠 季	(新)訪問はり灸マ ッサージ院ラク ラス	(新)栄区笠間二丁目 16番20号
		(旧)開設なし	(旧)栄区笠間二丁目 18番66号
令和7年 4月7日	桜 田 拓	あおぞら整骨院	(新)緑区台村町 292 番地
			(旧)港北区綱島東一 丁目7番9号

横浜市告示第 230 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和7年3月26日	つくいけ内科クリニック	旭区今宿西町 358 番地

2 訪問看護事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和7年4月27日	株式会社 T's P R O J E C T	静岡県三島市谷田 1,209 番地の 49	暁訪問看護ステーション	中区新山下一丁目 9 番 6 号

横浜市告示第 231 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和7年1月31日	ココカラファイン薬局 鴨居駅前店	緑区鴨居一丁目9番8号
令和7年2月28日	阪神調剤薬局横浜鶴見店	鶴見区下末吉三丁目7番19号
同	横浜フロント薬局	神奈川区鶴屋町1丁目41番地
同	阪神調剤薬局横浜馬車道店	中区太田町5丁目61番地の1
同	阪神調剤薬局横浜新山下店	中区新山下三丁目13番22号
同	田中クリニック横浜公園	中区住吉町1丁目12番地の5
同	阪神調剤薬局横浜元町店	中区山下町106番地の33
同	阪神調剤薬局港南台医療モール店	港南区港南台五丁目23番30号
同	江口歯科医院	港南区港南台七丁目41番10号
同	サカエファーマシー 日限山店	港南区日限山二丁目1番33号
同	コトブキ調剤薬局横浜店	保土ヶ谷区狩場町20番地

同	イオン薬局金沢八景店	金沢区泥亀一丁目27番1号
同	元石川青葉クリニック	青葉区元石川町4,094番地の4
同	安楽整形外科	戸塚区品濃町513番地の7
同	イオン薬局東戸塚店	戸塚区品濃町535番地の1
同	大船めぐみ眼科	栄区笠間二丁目14番1号
令和7年3月11日	なかてはら歯科	港北区仲手原二丁目21番14号
令和7年3月17日	サン歯科クリニック	磯子区洋光台三丁目22番21号
令和7年3月31日	あすなろ薬局	鶴見区市場下町3番26号
同	鶴見駅前リウマチ・内科クリニック	鶴見区豊岡町17番2号
同	田原小児科内科医院	鶴見区馬場一丁目6番33号
同	アイセイハート薬局井土ヶ谷店	南区井土ヶ谷中町158番地
同	三ッ沢薬局	保土ヶ谷区帷子町1丁目42番地
同	はなまる薬局上星川店	保土ヶ谷区上星川三丁目2番10号
同	小谷医院	金沢区能見台三丁目7番地の7
同	田村クリニック	金沢区能見台四丁目4番地の22

同	アイセイハート薬局 菊名店	港北区菊名六丁目1 番9号
同	アイセイハート薬局 新綱島店	港北区綱島東一丁目 9番10号
同	日吉本町歯科	港北区日吉本町三丁 目43番27号
同	アイセイハート薬局 青葉台店	青葉区青葉台二丁目 2番地の2
同	ハリーこどもクリニ ック	都筑区中川一丁目21 番20号
令和7年4月30日	ひとみ薬局新杉田店	磯子区新杉田町8番 地の1

2 訪問看護事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和7年 3月31日	株式会社M ・R・K	旭区本宿町 90番地の30	訪問看護リハ ビリステーシ ョン元氣村あ さひ	旭区本宿町90 番地の30

横浜市告示第 232 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和7年 3月2日	木曾 武	フレアス在宅マ ッサージ横浜瀬 谷区施術所	瀬谷区本郷一丁目 23番地の33
同	木曾 麻子	同	同
令和7年 3月16日	岡部 敦子	わかばあんまマ ッサージ指圧治 療院	金沢区六浦一丁目 1番14号
令和7年 3月26日	天久 大智	はり、きゅう、 あん摩マッサー ジ指圧ひまわり 治療院都筑	都筑区中川一丁目 20番1号

横浜市告示第 233 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和7年4月30日	新山下デンタルクリニック	中区新山下一丁目5番6号
同	医療法人社団楓音会 ちひろ皮ふ科クリニック	栄区中野町27番地の3

横浜市告示第234号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年3月1日	徳永薬局株式会社	東京都稲城市矢野口305番地の1	あざみ野南薬局	青葉区あざみ野南二丁目1番地の21

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年4月1日	有限会社福寿の里	鶴見区尻手二丁目4番21号	福寿の里グループホーム	鶴見区尻手二丁目4番21号

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年3月1日	徳永薬局株式会社	東京都稲城市矢野口305番地の1	あざみ野南薬局	青葉区あざみ野南二丁目1番地の21

4 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年4月1日	有限会社福寿の里	鶴見区尻手二丁目4番21号	福寿の里グループホーム	鶴見区尻手二丁目4番21号

横浜市告示第235号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年6月1日	(新)株式会社ソラストケア	(新)東京都世田谷区粕谷2丁目8番3号	ゆうらいふ横浜訪問介護事業所	都筑区仲町台一丁目7番18号
	(旧)三井住友海上ケアネット株式会社	(旧)東京都千代田区神田小川町2丁目8番地		
令和6年8月1日	合同会社ライフサポート翔	港南区野庭町951番地	在宅ケアサービス絆	(新)港南区野庭町675番地の18
				(旧)港南区野庭町951番地
令和6年9月1日	株式会社ソラストケア	東京都世田谷区粕谷2丁目8番3号	ゆうらいふ横浜訪問介護事業所	(新)都筑区仲町台五丁目7番8号
				(旧)都筑区仲町台一丁目7番18号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和6年12月19日	医療法人社団 鵬友会	(新)泉区ゆめが丘30番地の1	ほうゆう訪問看護ステーション	泉区池の谷3,901番地
		(旧)泉区新橋町1,783番地		
令和7年1月23日	株式会社メディホス	(新)東京都港区港南2丁目16番1号	ティエル訪問看護ステーション 青葉	青葉区柿の木台3番地の3

		(旧) 中区山吹町 1番地の3		
令和7年 3月1日	一般社団法人ポローニア	青葉区奈良一丁目19番地の1	(新) あおばりガ ーレクリニッ ク	青葉区奈良一 丁目19番地の 1
			(旧) 一般社団法人ポローニア おおぜき医院	

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年 3月1日	一般社団法人ポローニア	青葉区奈良一丁目19番地の1	(新) あおばりガ ーレクリニッ ク	青葉区奈良一 丁目19番地の 1
			(旧) 一般社団法人ポローニア おおぜき医院	

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年 2月1日	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地の1	(新) ユニスマイ ル薬局鶴ヶ峰 店	旭区川島町1, 716番地
			(旧) ファーコス 薬局四季	
同	同	同	(新) ユニスマイ ル薬局能見台 店	金沢区能見台 通4番13号
			(旧) ファーコス 薬局能見台	
令和7年 3月1日	一般社団法人ポローニア	青葉区奈良一丁目19番地の1	(新) あおばりガ ーレクリニッ ク	青葉区奈良一 丁目19番地の 1
			(旧) 一般社団法人ポローニア おおぜき医院	

5 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

令和6年 11月1日	社会福祉法人 横浜市福祉協 会	西区桜木町6 丁目31番地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問介護看護セ ヤ	(新) 瀬谷区三ツ 境100番地の 6
				(旧) 瀬谷区三ツ 境1番地の5

6 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和6年 11月1日	社会福祉法人 横浜市福祉協 会	西区桜木町6 丁目31番地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問介護看護セ ヤ	(新) 瀬谷区三ツ 境100番地の 6
				(旧) 瀬谷区三ツ 境1番地の5

7 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
平成26年 7月1日	株式会社ゆ あーず	(新) 戸塚区名瀬 町187番地	ゆあーずサポ ートセンター	(新) 戸塚区名瀬 町187番地
		(旧) 戸塚区東俣 野町968番地 の12		(旧) 戸塚区東俣 野町968番地 の12
令和2年 10月19日	有限会社ドリ ームアップサ ービス	(新) 保土ヶ谷区 西谷三丁目4 番8号	有限会社ドリ ームアップサ ービス	(新) 保土ヶ谷区 西谷三丁目4 番8号
		(旧) 保土ヶ谷区 西谷町623番 地		(旧) 保土ヶ谷区 西谷町623番 地
令和3年 7月1日	特定非営利 活動法人み なみかぜ	(新) 都筑区東山 田町237番地	みなみかぜケ ア	(新) 都筑区東山 田町237番地
		(旧) 都筑区北山 田三丁目27番 3号		(旧) 都筑区北山 田二丁目11番 14号
令和5年 6月1日	(新) 株式会社ケ ソラストケ ア	(新) 東京都世田 谷区粕谷2丁 目8番3号	ゆうらいふ横 浜訪問介護事 業所	都筑区仲町台 一丁目7番18 号

	(旧)三井住友海上ケアネット株式会社	(旧)東京都千代田区神田小川町2丁目8番地		
令和6年8月1日	合同会社ライフサポート翔	港南区野庭町951番地	在宅ケアサービス	(新)港南区野庭町675番地の18 (旧)港南区野庭町951番地
令和6年9月1日	株式会社ソラストケア	東京都世田谷区粕谷2丁目8番3号	ゆうらいふ横浜居宅介護支援事業所	(新)都筑区仲町台五丁目7番8号 (旧)都筑区仲町台一丁目7番18号

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和6年12月19日	医療法人社団 鵬友会	(新) 泉区ゆめが丘30番地の1	ほうゆう訪問看護ステーション	泉区池の谷3,901番地
		(旧) 泉区新橋町1,783番地		
令和7年1月23日	株式会社メディホス	(新) 東京都港区港南2丁目16番1号	ティエル訪問看護ステーション 青葉	青葉区柿の木台3番地の3
		(旧) 中区山吹町1番地の3		
令和7年3月1日	一般社団法人ポロニア	青葉区奈良一丁目19番地の1	(新) あおばりガ一レクリニック	青葉区奈良一丁目19番地の1
			(旧) 一般社団法人ポロニア おおぜき医院	

9 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年3月1日	一般社団法人ポロニア	青葉区奈良一丁目19番地の1	(新) あおばりガ一レクリニック	青葉区奈良一丁目19番地の1

		(旧) 一般社団法人ポローニアおおぜき医院
--	--	-----------------------

10 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年2月1日	株式会社ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町68番地の1	(新) ユニスマイル薬局鶴ヶ峰店	旭区川島町1, 716番地
			(旧) ファーコス薬局四季	
同	同	同	(新) ユニスマイル薬局能見台店	金沢区能見台通4番13号
			(旧) ファーコス薬局能見台	
令和7年3月1日	一般社団法人ポローニア	青葉区奈良一丁目19番地の1	(新) あおばりガ一レクリニック	青葉区奈良一丁目19番地の1
			(旧) 一般社団法人ポローニアおおぜき医院	

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和5年6月1日	(新) 株式会社ソラストケア	(新) 東京都世田谷区粕谷2丁目8番3号	ゆうらいふ横浜訪問介護事業所	都筑区仲町台一丁目7番18号
	(旧) 三井住友海上ケアネット株式会社	(旧) 東京都千代田区神田小川町2丁目8番地		
令和6年8月1日	合同会社ライフサポート翔	港南区野庭町951番地	在宅ケアサービス絆	(新) 港南区野庭町675番地の18
				(旧) 港南区野庭町951番地

令和6年 9月1日	株式会社ソ ラストケア	東京都世田谷 区粕谷2丁目 8番3号	ゆうらいふ横 浜訪問介護事 業所	(新)都筑区仲町 台五丁目7番 8号 (旧)都筑区仲町 台一丁目7番 18号
--------------	----------------	--------------------------	------------------------	---

横浜市告示第236号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年3月31日	福祉クラブ生活協同組合	港北区新羽町868番地	福祉クラブ生協訪問介護ステーションさざん	南区井土ヶ谷下町37番地の1
同	大信産業株式会社	南区堀ノ内町2丁目136番地の3	ケアサービスみのり旭	旭区鶴ヶ峰一丁目29番地の11

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年3月31日	株式会社M・R・K	旭区本宿町90番地の30	訪問看護リハビリステーション元氣村あさひ	旭区本宿町90番地の30

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年3月7日	株式会社フアーマみらい	東京都中央区八重洲2丁目2番1号	共創未来横浜薬局	神奈川区三ツ沢西町4番15号

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和7年3月31日	株式会社こころ	神奈川区反町2丁目15番地の14	ヒューマンサービスこころ	神奈川区反町2丁目15番地の14
同	社会福祉法人慶優会	旭区今宿一丁目5番1号	今宿ホーム	旭区今宿一丁目5番1号

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年3月31日	株式会社M・R・K	旭区本宿町90番地の30	訪問看護リハビリステーション元氣村あさひ	旭区本宿町90番地の30

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和7年3月7日	株式会社フーマみらい	東京都中央区八重洲2丁目2番1号	共創未来横浜薬局	神奈川区三ツ沢西町4番15号

横浜市告示第237号

令和7年度分の横浜市国民健康保険の保険料率

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）第16条第1項及び第2項並びに第16条の6第1項及び第2項並びに第17条第1項及び第2項の規定により、令和7年度分の横浜市国民健康保険の保険料率を次のように定めた。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 0.0849
 - (2) 被保険者均等割 40,060 円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 0.0266
 - (2) 被保険者均等割 13,110 円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 0.0281
 - (2) 被保険者均等割 15,340 円

横浜市告示第238号

令和7年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）第19条の2第1項並びに横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号。以下「規則」という。）第12条第3項及び第12条の2第2項の規定により、令和7年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額を次のとおり定めた。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 基礎賦課額

(1)	規則第12条第3項第1号に規定する額	28,042 円
(2)	規則第12条第3項第2号に規定する額	20,030 円
(3)	規則第12条第3項第3号に規定する額	8,012 円
(4)	規則第12条の2第2項第1号に規定する額	6,009 円
(5)	規則第12条の2第2項第2号に規定する額	10,015 円
(6)	規則第12条の2第2項第3号に規定する額	16,024 円
(7)	規則第12条の2第2項第4号に規定する額	20,030 円

2 後期高齢者支援金等賦課額

(1)	規則第12条第3項第1号に規定する額	9,177 円
(2)	規則第12条第3項第2号に規定する額	6,555 円
(3)	規則第12条第3項第3号に規定する額	2,622 円
(4)	規則第12条の2第2項第1号に規定する額	1,967 円
(5)	規則第12条の2第2項第2号に規定する額	3,278 円
(6)	規則第12条の2第2項第3号に規定する額	5,244 円
(7)	規則第12条の2第2項第4号に規定する額	6,555 円

3 介護納付金賦課額

(1)	規則第12条第3項第1号に規定する額	10,738 円
(2)	規則第12条第3項第2号に規定する額	7,670 円
(3)	規則第12条第3項第3号に規定する額	3,068 円

横浜市告示第239号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地籍調査を実施する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業計画が策定された年月日
令和7年4月30日
- 2 調査を実施する者の名称
横浜市
- 3 調査地域
金沢区洲崎町、泥亀二丁目、寺前一丁目、町屋町の各一部
瀬谷区北新、下瀬谷三丁目、瀬谷六丁目、橋戸三丁目、南瀬谷二丁目、南台一丁目及び南台二丁目の各一部並びに下瀬谷一丁目、下瀬谷二丁目、瀬谷五丁目、橋戸一丁目、橋戸二丁目及び南瀬谷一丁目
- 4 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜市告示第240号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	戸塚区名瀬町 595 番の一部及び 596 番	令和7年3月14日から 令和17年3月31日まで
源流の森保存地区	神奈川区菅田町 1,513 番の1の一部、1,513 番の2の一部及び 1,525 番の一部 神奈川区羽沢町 934 番の1 保土ヶ谷区上菅田町 1,207 番から 1,209 番まで、1,214 番の一部、1,215 番、1,221 番の4、1,222 番、1,223 番の1及び 1,225 番の2の一部 港北区新羽町 3,917 番の1及び 3,918 番の1の一部 緑区長津田町 3,912 番の一部、4,256 番及び 4,756 番の1 青葉区恩田町 2,353 番の4 青葉区寺家町 571 番 都筑区池辺町 1,748 番及び 1,774 番 戸塚区舞岡町 2,611 番	令和7年3月14日から 令和17年3月31日まで

横浜市告示第241号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹春

排水施設的方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	港南区大久保三丁目の一部	令和7年 5月23日
分流式	鶴見区北寺尾七丁目の一部 港南区日野中央三丁目の一部 旭区上川井町及び本宿町の各一部 港北区小机町及び高田西四丁目の各一部 緑区長津田町の一部 戸塚区原宿五丁目及び深谷町の各一部 栄区飯島町の一部 泉区和泉中央北二丁目の一部 瀬谷区宮沢四丁目の一部	

横浜市告示第242号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道局北水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	港北区高田西四丁目の一部	令和7年5月23日
横浜市下水道局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	鶴見区北寺尾七丁目の一部	
横浜市下水道局南水再生センター	磯子区新磯子町39番地	港南区大久保三丁目の一部	
横浜市下水道局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	港南区日野中央三丁目の一部	
横浜市下水道局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区小机町の一部	
横浜市下水道局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区上川井町及び本宿町の各一部 緑区長津田町の一部	
横浜市下水道局西水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	戸塚区原宿五丁目及び深谷町の各一部 泉区和泉中央北二丁目の一部 瀬谷区宮沢四丁目の一部	
横浜市下水道局栄水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目5番1号	栄区飯島町の一部	

横浜市告示第243号

横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

横浜都市計画区域の区域

横浜市告示第244号

横浜国際港都建設計画都市再開発の方針の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市再開発の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市再開発の方針

2 都市計画を定める土地の区域

横浜都市計画区域の区域

横浜市告示第245号

横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類
横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
横浜都市計画区域の区域

横浜市告示第246号

横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画防災街区整備方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防災街区整備方針

2 都市計画を定める土地の区域

横浜都市計画区域の区域

横浜市告示第247号

横浜国際港都建設計画区域区分の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画区域区分を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大榎町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第248号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大榎町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第249号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大榎町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第250号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、上白根町、下川井町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区鴨居町、鴨居一丁目、台村町及び寺山町地内、青葉区元石川町地内、都筑区池辺町、川向町、川和町及び東山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、汲沢町、小雀町、品濃町、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉町、岡津町及び上飯田町地内並びに瀬谷区阿久和南三丁目及び瀬谷町地内

横浜市告示第251号

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画緑化地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大柵町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第 252 号

横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の公表

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき、横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）を決定したので、その関係図書を横浜市都市整備局企画部企画課において公表する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

横浜市告示第253号

戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一 美	神奈川県栄町8番地 の1	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第254号

横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示（平成31年2月横浜市告示第107号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

第1項の表中

「

大黒ふ頭P－3号岸壁前面区域	130	65
同 P－4号岸壁前面区域	160	65
同 T－1号岸壁前面区域	240	65

」

を

「

大黒ふ頭P－3号岸壁前面区域	290	65
同 T－1号岸壁前面区域	240	65

」

に、

「

同 4号岸壁前面区域	180	65
同 5号岸壁前面区域	180	65
同 6号岸壁前面区域	180	65
同 7号岸壁前面区域	180	65

」

を

「

同 4号岸壁前面区域	180	65
同 7号岸壁前面区域	180	65

」

に、

「

本牧ふ頭BC突堤間 1号岸壁前面区域	390	70
--------------------	-----	----

」

を

「

本牧ふ頭BC突堤間 1号～2号岸壁前面区域	470	70
-----------------------	-----	----

」

に、

「

同 5号岸壁前面区域	300	70
本牧ふ頭新建材 1号岸壁前面区域	185	65
同 2号岸壁前面区域	145	65
南本牧ふ頭 MC-1号岸壁前面区域	375	90

」

を

「

同 5号岸壁前面区域	300	70
南本牧ふ頭 MC-1号岸壁前面区域	375	90

」

に、

「

セントラル・タンクターミナル・橋本産業共有棧橋前面区域	200	70
-----------------------------	-----	----

」

を

「

セントラル・タンクターミナル棧橋前面区域	200	70
----------------------	-----	----

」

に、

「

日本製粉株式会社横浜工場バース前面区域	165	70
---------------------	-----	----

」

を

「

株式会社ニップン横浜工場バース前面区域	165	70
---------------------	-----	----

」

に、

「

鈴江・旭共有棧橋前面区域	185	70
--------------	-----	----

」

を

「

鈴江・旭共有棧橋前面区域	185	70
JFEスチール株式会社扇島出荷棧橋前面区域	783	5.5

に改める。

横浜市告示第 255 号

タッチーくんグッズ売払代金の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、タッチーくんグッズ売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
栄区桂町 279 番地の 29
- 3 委託したタッチーくんグッズ売払代金の収納事務に係る歳入
タッチーくんグッズの売払代金
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年2月19日
- 5 タッチーくんグッズ売払代金の収納事務の委託をした日
令和7年4月1日

横浜市告示第256号

横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社アメニティシステム 代表取締役 和田 学
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
横浜市中区日本大通52番地
- 3 委託した収納事務に係る歳入
子安小学校プール使用料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月7日
- 5 収納事務の委託をした日
令和7年4月7日

公 告

横浜市公告第266号（令和7年5月13日揭示済）

計画段階環境配慮書の提出

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の7第2項の指針で定める規定に基づき、（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書の提出があった。

令和7年5月13日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第 267 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年5月23日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松井伸明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)
2851	西区境之谷97番の15	宅地	70.70
2852	南区别所五丁目789番の12ほか	宅地	572.54
2853	南区蒔田町字三度台1,018番の85ほか	宅地	1,210.57
2854	磯子区岡村三丁目624番の3ほか	宅地	154.64
2855	磯子区岡村三丁目624番の6ほか	宅地	269.93
2856	港北区下田町三丁目809番の14	宅地	319.14
2857	港北区仲手原二丁目705番の2	雑種地	326.73 (326)
2858	緑区いぶき野1番の34	宅地	212.46
2859	戸塚区上柏尾町字台215番の3ほか	宅地 山林	1,701.35 (1,701.19)

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号2857、2859番は地積測量図面積、()内が
登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号2851番	6,830,000円
物件番号2852番	65,220,000円
物件番号2853番	48,910,000円
物件番号2854番	24,690,000円
物件番号2855番	39,090,000円
物件番号2856番	58,690,000円
物件番号2857番	87,700,000円
物件番号2858番	25,800,000円
物件番号2859番	8,170,000円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集
要領」という。）による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者でないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和7年5月23日から令和7年6月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和7年6月11日から令和7年6月24日まで必着

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和7年7月11日まで

書留郵便で必着

（宛先）中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

(2) 開札

令和7年7月18日

(所在) 中区本町6丁目50番地の10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 268 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	B A S E G A T E 横浜 関内 中区港町1丁目1番地
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井不動産株式会社 代表取締役 植田 俊 東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号 ほか6者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定
大規模小売店舗の新設をする日	令和7年12月26日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	3,520 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 113 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 176 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 69.3 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 48.7 m ³

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から午後11時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで

(添付図面は省略)

- 2 届出年月日
令和7年4月25日
- 3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課
中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課

横浜市公告第269号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

港南台商事ビル

港南区港南台三丁目1番2号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

港南台商事株式会社

代表取締役 寺田 隆

港南区港南台三丁目22番28号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	港南台商事株式会社 代表取締役 小原悦郎 港南区港南台五丁目5番1号	港南台商事株式会社 代表取締役 寺田 隆 港南区港南台三丁目22番28号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平 神戸市中央区港島中町4丁目1番地の1ほか21者	株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男 神戸市中央区港島中町4丁目1番地の1ほか10者

(4) 変更の年月日

令和元年5月21日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

- 2 届出年月日
令和7年4月21日
- 3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第270号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ金沢文庫店

金沢区釜利谷東二丁目33番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 榑原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社和真 代表取締役 吉田 誠 東京都中央区銀座8 丁目9番13号 ほか15者	株式会社和真 代表取締役 フランチェスコ・ アルクーリ 東京都中央区銀座8 丁目9番13号 ほか15者

(4) 変更の年月日

令和6年5月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年4月22日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第271号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カエデウォーク長津田

緑区長津田みなみ台四丁目7番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 榑原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	アピタ長津田店 緑区長津田みなみ台 四丁目7番地の1	カエデウォーク長津田 緑区長津田みなみ台 四丁目7番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライトオン 代表取締役 藤原 祐介 茨城県つくば市小野 崎 260 番地の 1 ほか 26 者	株式会社ライトオン 代表取締役 大 峯 伊 索 茨城県つくば市小野 崎 260 番地の 1 ほか 26 者

(4) 変更の年月日

令和6年11月22日ほか

(5) 変更した理由

店舗の名称変更のためほか

2 届出年月日

令和7年4月22日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第272号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ戸塚店

戸塚区上倉田町769番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニ株式会社

代表取締役 榊原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	g f . s 株式会社 代表取締役 内野 信彦 岐阜県岐阜市金町6 丁目21番地 ほか13者	g f . s 株式会社 代表取締役 青木 英司 岐阜県岐阜市金町6 丁目21番地 ほか13者

(4) 変更の年月日

令和6年4月15日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和7年4月22日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第273号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
青葉台プラーザビルA店
青葉区青葉台一丁目7番地
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東急株式会社
代表取締役 堀江正博
東京都渋谷区南平台町5番6号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,333 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和7年2月28日
- 6 変更する理由
小売店舗の営業終了のため
- 7 届出年月日
令和7年4月25日

横浜市公告第274号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
青葉台プラーザビルB店
青葉区青葉台一丁目9番地
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東急株式会社
代表取締役 堀江正博
東京都渋谷区南平台町5番6号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,380 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和7年2月28日
- 6 変更する理由
小売店舗の営業終了のため
- 7 届出年月日
令和7年4月25日

横浜市公告第275号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
青葉台プラーザビルC店
青葉区青葉台一丁目10番地
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東急株式会社
代表取締役 堀江正博
東京都渋谷区南平台町5番6号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,386 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和7年2月28日
- 6 変更する理由
小売店舗の営業終了のため
- 7 届出年月日
令和7年4月25日

横浜市公告第276号

簡易給水水道等指定検査機関の指定の辞退

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成3年12月横浜市条例第56号）第10条及び第16条に規定する市長の指定する者から次のとおり指定辞退の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令和7年5月31日	よこはま環境センター 株式会社	港北区仲手原二丁目 22番5号

横浜市公告第 277 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
神奈川公園	神奈川区栄町12番の1	別図のとおり 14,190 m ² のうち 6,679 m ²	立入禁止	令和7年6月1日から令和7年12月31日まで

別図（省略）

横浜市公告第278号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
中区錦町38番の9及び42番の4の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 その他

この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する。

横浜市公告第279号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

港北区師岡町731番の12、師岡町字沼上耕地760番の4及び800番の7の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第280号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
30407	株式会社水江社	藤沢市村岡東 4丁目16番地 の24	令和7年3月31日

横浜市公告第281号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年8月2日第2023開1001号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区高島一丁目2番8号
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 川俣 幸 宏
西区高島一丁目2番8号
京急不動産株式会社
代表取締役 田 中 利 充
西区北幸二丁目9番14号
相鉄不動産株式会社
取締役社長 鈴木 正 宗
東京都港区芝2丁目31番19号
総合地所株式会社
代表取締役社長 梅 津 英 司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
金沢区並木三丁目2番の1及び2番の10

横浜市公告第282号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年8月9日第2023開1502号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区神泉町9番6号
明和地所株式会社
代表取締役 原田英明
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
栄区笠間三丁目601番の2、616番の12及び616番の13

横浜市公告第283号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年9月29日第2023開1207号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
保土ヶ谷区上菅田町 1,723番地の1
社会福祉法人清光会
理事長 大矢直子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区白山四丁目 1,282番の1、1,282番の4、1,282番の7、
1,283番の1から1,283番の8まで、1,302番の2、1,302番の
5、1,303番の4、1,303番7から1,303番の9まで、1,304番
の1、1,304番の9から1,304番の11まで、1,304番の14、1,3
05番の1及び1,305番の5

横浜市公告第284号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年10月31日第2023開707号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区川上町88番地の1
ティ・ワークス株式会社
代表取締役 二村 淳 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
保土ヶ谷区峰岡町1丁目 101番の49、 101番の50、 101番の52
及び 101番の53の一部

横浜市公告第285号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年6月21日第2024開1104号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県鶴屋町1丁目7番地の12
株式会社ハウズプラン
代表取締役 鈴木賢広
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区岸根町406番の1、406番の2、406番の13の一部、406番の86の一部、406番の87及び406番の88の一部

横浜市公告第286号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年8月16日第2024開1108号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
港北区高田東一丁目17番14号
株式会社ホームセンター
代表取締役 根岸 浩
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区高田東三丁目1,629番の5及び1,629番の35から1,629番の40まで

横浜市公告第287号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年9月12日第2024開1806号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
ミサワホーム株式会社
代表取締役 尾 徹 也
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
都筑区東山田一丁目18番の1から18番の5まで

横浜市公告第288号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・3・1号
- 2 指定年月日
令和7年4月24日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
26.97 m
- 5 指定の場所
西区御所山町72番の8
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木賢広

横浜市公告第289号

建築基準法に基づく道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を、次のとおり廃止した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和7年5月7日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
8.60 m
- 4 廃止の場所
戸塚区戸塚町 4,927 番の1の一部
- 5 申請者の氏名
三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社
取締役 支社長 岡崎俊博

横浜市公告第290号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第39・83号
- 2 廃止年月日
令和7年4月28日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
60.00 m
- 5 廃止の場所
戸塚区平戸三丁目 2,125 番の13地先から保土ヶ谷区権太坂三丁目 433 番の35地先まで

横浜市公告第291号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第39・92号
- 2 廃止年月日
令和7年4月30日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
80.00 m
- 5 廃止の場所
栄区若竹町296番の9地先から391番の6地先まで

横浜市公告第292号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和7年5月12日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
17.87 m
- 4 廃止の場所
鶴見区生麦三丁目437番の1及び437番の3並びに437番の5から437番の9までの各一部

横浜市公告第293号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和7年4月28日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
20.91 m
- 4 廃止の場所
西区東ヶ丘12番の3の一部

横浜市公告第294号

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に係る仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知に係る通知の内容の掲示

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）98条第1項及び第5項の規定に基づく仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知に係る通知のうち、その受領を拒まれたものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 被通知者の氏名及び住所
佐藤 崇
南区中村町3丁目193番地の1
- 2 掲示場所
相模原市南区麻溝台字にの原2,977にある掲示板
- 3 掲示期間
令和7年5月23日から令和7年6月2日まで

達

達第13号

庁中一般

横浜市戸籍振り仮名事務センター規程を次のように定める。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

横浜市戸籍振り仮名事務センター規程

(設置)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第6条から第8条までの規定に基づく届出に関する事務の一部を行うため、市民局窓口サービス部窓口サービス課に横浜市戸籍振り仮名事務センター(以下「振り仮名センター」という。)を置く。

2 振り仮名センターの位置は、横浜市中区とする。

(取扱事務)

第2条 振り仮名センターにおいて取り扱う事務は次のとおりとする。

(1) 横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則(平成20年7月横浜市規則第81号)第2条第14号に掲げる事務に関すること。

(2) 前号の事務に付帯する事務に関すること。

(職員)

第3条 振り仮名センターに担当係長その他の職員を置く。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、各区長及び市民局長が協議して定める。

附則

(施行期日)

この達は、令和7年5月26日から施行する。

達第14号

庁中一般

ランチシフト制度の対象職員の休憩時間の特例に関する規程（令和3年3月達第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

第3条第1項中「及びその組別」を削る。同項中「次の表のとおり」を「午前11時から午後2時までの間の任意の連続した1時間」に改め、同項の表を削除する。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和7年6月2日から施行する。

（準備行為）

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

区 告 示

金沢区告示第5号（令和7年5月1日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、御仲井赤坂町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月1日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	工藤 恒 昭 金沢区釜利谷東三丁目 42番36号	渡辺 正 男 金沢区釜利谷東四丁目 4番16号
区域	金沢区釜利谷東二丁目 5番、7番から10番ま で、20番及び21番、釜 利谷東三丁目16番及び 43番から46番まで並び に釜利谷東四丁目2番 から14番まで、46番及 び47番	金沢区釜利谷東二丁目 5番、7番から10番ま で、20番及び21番、釜 利谷東三丁目16番及び 42番から46番まで並び に釜利谷東四丁目2番 から14番まで、46番及 び47番

神奈川県告示第21号（令和7年5月7日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松見町4丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月7日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	木村 孟 弘 神奈川区松見町4丁目 目 1,111 番地の50	木津 勉 神奈川区松見町4丁目 目 1,036 番地の11

南区告示第2号（令和7年5月8日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、八幡町第一会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月8日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	菅 原 初 夫 南区八幡町28番地	北 村 世 津 子 南区八幡町15番地の1

泉区告示第3号（令和7年5月8日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上和泉西部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月8日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	川 口 隆 史 泉区和泉町 6,580 番 地	横 山 清 泉区和泉町 5,049 番 地

泉区告示第4号（令和7年5月8日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、西が岡第一自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月8日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	芳垣志信 泉区西が岡一丁目15番地の5	藤原晃 泉区西が岡一丁目18番地の9

泉区告示第5号（令和7年5月8日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、西が岡第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月8日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	小林 忍 泉区岡津町 1,015 番 地の 8	武田 光雄 泉区西が岡三丁目 19 番地の 3

泉区告示第6号（令和7年5月8日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ひなた山第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月8日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	福井裕水 泉区和泉町 7,316 番 地の16	鈴木達也 泉区和泉町 7,320 番 地の15

泉区告示第7号（令和7年5月8日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、西が岡第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月8日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	江波千晶 泉区西が岡二丁目25番地の3	坂本聡志 泉区西が岡二丁目28番地の11

都筑区告示第1号（令和7年5月9日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、勝田南町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月9日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	玉谷善紀 都筑区勝田南一丁目12 番14号	石原正之 都筑区勝田南一丁目6 番3号

戸塚区告示第3号（令和7年5月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、踊場町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月14日

横浜市戸塚区長 近藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	加藤 満久 戸塚区矢部町 1,629 番 地の 11	小穴 剛 戸塚区汲沢一丁目 9 番 33 号

栄区告示第1号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸二丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	藤 井 豪 夫 栄区庄戸二丁目10番5号	経 田 久 夫 栄区庄戸二丁目2番5号

栄区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東武本郷台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	光 道 隆 栄区鍛冶ケ谷町 452 番 地の 339	角 田 路 広 栄区鍛冶ケ谷町 452 番 地の 326

栄区告示第3号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、大船富士見台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	藤 本 弥 生 栄区小菅ケ谷町 1,646 番地の8	関 本 泰 夫 栄区飯島町 1,879 番地 の46

栄区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、小山台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	田 辺 真 琴 栄区小山台二丁目39番 19号	成 田 透 栄区小山台一丁目10番 7号

栄区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸一丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月23日

横浜市栄区長 松永朋美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	牛嶋幸司郎 栄区庄戸一丁目27番12号	稲垣聡司 栄区庄戸一丁目22番16号

消防局

消防局公告第7号

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、消防法第5条第1項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和7年5月23日

横浜市消防局長 佐々木 功 喜

1 防火対象物の所在地
西区高島二丁目10番24号

2 防火対象物の名称
岩田ビル

3 命令を受けた者の氏名
岩 田 敏 男

4 措置事項
令和7年10月14日までに、1階から屋上までの屋内階段について、階段部分と当該階段部分以外の部分の間に、建築基準法令に適合した防火区画を形成すること。

5 命令年月日
令和7年5月14日

消防局公告第8号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年5月23日

契約事務受任者

横浜市消防局長 佐々木 功 喜

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在地（施設名）	貸付面積（㎡）
07-21-001	保土ヶ谷区川辺町2番地の20 横浜市消防本部庁舎	1.5 ㎡

(3) 最低貸付料（年額）

物件番号 07-21-001 235,510 円

(4) 貸付期間

令和7年8月1日から令和12年3月31日まで

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者である

こと。

- (5) 令和5年度及び令和6年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の配布

(1) 配付期間

令和7年5月23日から令和7年6月20日まで（午前8時45分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部施設課（横浜市消防本部庁舎7階）

電話 045(334)6573

※横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/sonota/shobo/20250523.html>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和7年6月11日から令和7年6月20日まで（午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部総務課（横浜市消防本部庁舎7階）

電話 045(334)6524

(3) 申込方法

持参による。電話、郵送による受付は行わない。

5 入札日時及び場所

令和7年7月1日午後2時

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防本部庁舎2階 入札室

- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
 - (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第7条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

消防局公告第9号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年5月23日

契約事務受任者

横浜市消防局長 佐々木 功 喜

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在地（施設名）	貸付面積（㎡）
07-21-002	保土ヶ谷区川辺町2番地の20 横浜市消防本部庁舎	1.5 ㎡

(3) 最低貸付料（年額）

物件番号 07-21-002 235,510 円

(4) 貸付期間

令和7年8月1日から令和12年3月31日まで

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者である

こと。

- (5) 令和5年度及び令和6年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の配布

(1) 配付期間

令和7年5月23日から令和7年6月20日まで（午前8時45分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部施設課（横浜市消防本部庁舎7階）

電話 045(334)6573

※横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/sonota/shobo/20250523.html>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和7年6月11日から令和7年6月20日まで（午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部総務課（横浜市消防本部庁舎7階）

電話 045(334)6524

(3) 申込方法

持参による。電話、郵送による受付は行わない。

5 入札日時及び場所

令和7年7月1日午後2時15分

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防本部庁舎2階 入札室

- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
 - (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第7条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

交通局

交通局公告第2号

交通局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年5月23日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

交通局所有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)
2860	緑区北八朔町字石橋 114番の4	雑種地	468.34 (468)

地積欄は、地積測量図面積、()内が登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2860 番 62,010,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者でないこと。

(4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。

(5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和7年5月23日から令和7年6月24日まで（日曜日、土曜

日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和7年6月11日から令和7年6月24日まで必着

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和7年7月11日まで

書留郵便で必着

（宛先）中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファ
シリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント
推進課

(2) 開札

令和7年7月18日

（所在）中区本町6丁目50番地の10

（会場名）横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市交通局が発行する納付書により期限までに横浜市交通局出納取扱金融機関又は横浜市交通局収納取扱金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の可否

横浜市交通事業管理者が定める売買契約書による契約書の作成

を要する。

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第2号

横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務
の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 角田典彦	東京都文京区本郷3 丁目33番5号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

医療局病院経営本部告示第3号

横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院医業収益の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年5月23日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ソラスト 医療事業本部長 吉田直樹	東京都港区港南2丁目15番3号	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第12号（令和7年5月13日掲示済）
選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準と
なる日等

任期満了に伴う横浜市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律
第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿への登録の被登録
資格の決定の基準となる日は、次のとおりとする。

令和7年5月13日

横浜市選挙管理委員会

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和7年7月19日
ただし、年齢については選挙の期日とする。
- 2 登録を行う日
令和7年7月19日